

10月31日(日)は衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

あなたの政治に対する考えを、国政に反映させる大切な選挙です。棄権せず、自分の判断で信頼できる人を選びましょう。

投票／10月31日(日) 午前7時～午後8時 市内の各投票所
(投票所一覧のとおり)
開票／10月31日(日) 午後9時～旭市総合体育館

投票できる人は

- 次の要件のいずれかを満たしている人が投票できます。
- ①平成15年11月1日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる
- ②平成15年11月1日以前に生まれ日本国籍を有し、今年の7月18日までに旭市に転入の届出をして、引き続き3か月以上住んでいる

投票の方法と流れ

- ①小選挙区選挙／候補者の氏名を書いて投票してください。
- ②比例代表選挙／政党などの名

称を書いて投票してください。

- ③最高裁判所裁判官国民審査／辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に、×の記号を書いて投票してください。

投票所の入場券は

投票所の入場券は、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるの、自分の入場券を切り離して、入場券に記載された投票所へ持参してください。紛失した場合や届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

投票所では感染症の拡大防止対策に取り組みます。皆さんもマスクの着用、手指の消毒や鉛

筆の持参など、自分でできる対策をしながら投票しましょう。

投票日に投票所に行けない人は

●期日前投票

投票日当日に、冠婚葬祭や仕事などで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

●場所・期間

旭市役所本庁…10月20日(水)～10月30日(土)までの毎日
●海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センター…10月25日(月)～10月30日(土)
時間／午前8時30分～午後8時

※入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所で投票してください。お住まいの地域を問わず、いずれの場所でも投票できます。

●ほかの市町村での不在者投票

仕事などでほかの市区町村に滞在中の人は、滞在先で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに問い

合わせてください。

●病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

●郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人(身体障害者手帳または戦傷病

者手帳などの交付を受け、一定の障害がある人)や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。手続きに時間がかかりますので、早めに問い合わせてください。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで配布するほか、市役所などの市の施設に備置されます。郵送を希望する場合は連絡してください。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課庶務行政班内)

☎ 62・5310

【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	旭中央病院東体育館
2	旭市立中央小学校体育館
3	旭市役所
4	旭市青年の家体育館
5	旭市立干潟小学校体育館
6	旭市立矢指小学校体育館
7	旭市立富浦小学校体育館
8	旭市立豊畑小学校体育館
9	旭市立共和小学校体育館
10	旭市立琴田小学校体育館
11	旭市立鶴巻小学校体育館
12	旭市立滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	旭市立飯岡小学校体育館
15	旭市保健センター*
16	旭市立三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	ひかた市民センター
19	コミュニティセンター

*投票所の場所を変更したので注意してください。